

平成23年7月1日

各位

不祥事件発生のお詫びについて

但陽信用金庫

このたび、誠に遺憾ながら、当金庫元職員が在職中に、お客様からお預かりした定期積金の掛金を着服・費消するという不祥事件が発覚いたしました。

社会的および公共的な使命を担い、信用を第一とする金融機関として、昨年9月に引き続きこのような不祥事件を発生させましたことを深く反省するとともに、ご迷惑をおかけしましたお客様をはじめお取引先の皆様に心から深くお詫び申し上げます。

記

1. 不祥事件の概要

- (1) 事故者 当金庫元職員（男性、37歳、尾上支店 業務係長）
- (2) 事件の内容 お客様から集金した定期積金の掛金を入金処理せず着服・費消したものです。
- (3) 発覚日 平成23年6月7日
- (4) 発覚の経緯 内部牽制体制の一環として、抜き打ちによる「長期離席」（一定期間職場から離脱する制度）を実施した際に、他の担当者が、掛込みが遅れているお客様から定期積金通帳を預かり、元帳との照合を行ったことにより発覚しました。
- (5) 発生期間 平成21年2月から平成23年5月
- (6) 発生店舗 栗賀支店、尾上支店
- (7) 事故金額 16先18口座 被害額 26万円 累計額 68万円  
被害額については、事故者が全額を弁償しております。

2. 被害を受けられたお客様への対応

ご迷惑をおかけしましたお客様には、個別にお伺いし着服の事実をお伝えしたうえで、深くお詫び申し上げます。ご理解いただきましたことに心より感謝申し上げます。

3. 関係機関への届出等

不祥事件発覚後、近畿財務局および日本銀行への届出・報告を行いました。また、所轄の警察署に通報しております。

4. 関係者の処分

事故者は、平成23年6月16日付で懲戒解雇処分といたしました。

その他の関係役員についても、当金庫の関係諸規定に則り厳正に処分を行いました。

## 5. 再発防止策等

今回の不祥事件の発生を厳粛に受け止め、このような事態が二度と発生しないよう再発防止策を抜本的に見直し、法令等遵守態勢と内部管理態勢の充実・強化を図り、信頼回復に向け役職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

なお、本件に関しお気づきの点がございましたら下記にお問合せいただきますようお願い申し上げます。

### 【本件に関するお問合せ先】

但陽信用金庫 総務部

電話番号 079-422-7721

受付時間 午前9時から午後5時まで  
(土・日・祝日は除く)

以 上